

# 大和市パートナーシップ宣誓制度（素案）の意見公募手続の結果について

## 【実施方法の概要】

### 1 募集内容

大和市パートナーシップ宣誓制度（素案）について

### 2 意見募集期間

2020年（令和2）年11月24日（火）～12月23日（水）（30日間）

### 3 意見提出方法

郵送、FAX、電子申請、直接持参

### 4 周知方法

広報やまと11月15日号、市ホームページへの掲載（11月24日～12月23日）

### 5 資料の配架場所

- ・市役所国際・男女共同参画課
- ・市役所情報公開コーナー
- ・保健福祉センター
- ・市民課分室（中央林間・渋谷）、連絡所（大和、桜ヶ丘）
- ・コミュニティセンター（20館）
- ・学習センター（つきみ野、桜丘、渋谷）
- ・生涯学習センター
- ・市民活動拠点ベテルギウス
- ・市民交流拠点ポラリス
- ・図書・学び交流課
- ・図書館
- ・中央林間図書館

## 【意見提出の状況】

7人 11件

## 【寄せられた意見の概要と市の考え方】

### （1）制度全般について

No	意見の概要	市の考え方
1	制度について賛成。性同一性障害で苦しむ方々が、自分を否定して生活しなければならないことは、1人ひとりの人権を考えた時あってはならないこと。 SDGsの中にも「ジェンダー平等を実現しよう」とある。制度で認められれば、性の	本市では、パートナーシップ宣誓制度を創設することで、当事者が感じる生活上の支障の解消や、多様性を認める社会の促進に繋げていきたいと考えています。

	<p>あり方が多様であることに配慮した言動が社会ルールとして定着していくと思う。</p> <p>これからの未来を担う子どもたちに、誰もが生きやすい社会を手渡していきたい。</p>	
2	<p>同性カップルへの差別・偏見はなくしていくべきで、そのための人権教育は充実させていくべきだが、法的位置づけもなく、地方自治体においても法律上の婚姻と同等の権利を行使することもできない中で、「法律上の婚姻が困難な2人の市民が互いの人生のパートナーであることを宣誓する制度」の創設に手間とお金をかけ、宣誓及び受領証の交付を、税金で運営する役所窓口で、行政職員を割いてまで行うことなのか、疑問に思う。</p> <p>子育て支援や増え続ける高齢者対策などの福祉施策の充実、昨今の新型コロナウイルス対策に時間もお金も割いたほうがいいのか。</p>	

(2) 制度の趣旨・概要について

No	意見の概要	市の考え方
3	<p>趣旨で『法律上の婚姻が困難な2人』とあるが、『法律上の婚姻が困難または望まない2人』とするのがふさわしいと考える。選択的夫婦別姓や事実婚など、能動的に法律上の婚姻を選ばない2人に該当する。そうすることで、法律上の婚姻をしていないために法律上の婚姻をしている2人が有するものと等しい利益にあずかれない2人への利益享受が可能になると考える。</p>	<p>この制度では、選択的夫婦別姓制度を望む2人や、事実婚にある2人など、法律上の婚姻を選択しない2人も『法律上の婚姻が困難な2人』に含まれるものと考えております。</p> <p>なお、この制度は市の要綱(内部規定)に基づき実施するものであり、民法に定める法律上の婚姻制度にあるような法律上の効果は発生しません。</p>
4	<p>概要で『市が宣誓の事実を公的に認め』とあるが、婚姻届の場合、不備のない必要書類と共に提出すれば、認めるかどうかの判断はせずに受理される。パートナーシッ</p>	<p>この制度は、法律上の婚姻が困難な2人の市民が互いの人生のパートナーであることを宣誓するもので、要件を満たしていれば、宣誓書受領証を交付いたします。</p>

	<p>プ制度においても、市が『認める』ものではなく、不備のない必要書類と共に宣誓書を提出すれば『受理する』ものであって欲しい。認めてもらえない限りパートナーとして証明されないということは、提出する者がへりくだることを連想させられるため。互いをパートナーとして宣誓書を受理されることは人権問題であり当然の権利であって、提出する者がふいにへりくだることではないと思うため。『認め』ではなく、『証明し』がふさわしいのではないか。</p>	<p>ご指摘いただいた表現については、誤解を招くことのないよう改めます。</p>
--	---	--

(3) 制度の詳細について

No	意見の概要	市の考え方
5	<p>宣誓の要件(1)で『成年に達している者』とあるが、2022年施行の改正民法の第731条における婚姻適齢とするのがふさわしいと考える。現民法では、成年年齢と婚姻適齢は一定しておらず、2020年以降の改正において必ずしもその年齢が一致するか不明であるため。</p>	<p>この制度は2021(令和3)年4月施行を予定しているため、2022(令和4)年4月に改正される民法第731条における婚姻適齢を要件とするのは、そぐわないと考えます。</p> <p>なお、今後成年年齢と婚姻適齢に関し、法改正等の動きがあった場合には、適宜対応してまいります。</p>
6	<p>素案について、5.(4)前3号にあげるもののほか、市長が必要と認める書類とあるがこれは何の書類か。</p>	<p>宣誓において通称を使用する場合もあり、現に通称を使用している健康保険証や、勤務先の在職証明書や給与明細など、当該通称が社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる書類が必要となります。</p>
7	<p>パートナーシップ宣誓書受領証の返還の(4)で、『市長は、返還された宣誓書受領証の交付番号を公表することができる』とあるが、なぜ公表する必要があるのか目的が明確ではない。また、公表することによって個人が特定されかねないため、公表するのは避けていただきたい。</p>	<p>返還されたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号は公表しないこととします。</p> <p>一方、パートナーシップの解消などで、この制度が適用されない宣誓書受領証が返還されない場合、誤って第三者に提示され、使用されることのないよう、公表することとします。</p> <p>なお、公表にあたっては、個人の特定につながらない方法をとっていきます。</p>

8	素案を読み、誰が対象なのかすぐに分からない。趣旨を明確に、分かりやすい文章を望む。	『法律上の婚姻が困難な2人の市民』を対象としています。
---	---	-----------------------------

(4) 制度に期待することについて

No	意見の概要	市の考え方
9	<p>大和市パートナーシップ宣誓制度(素案)の5番目に「宣誓書受領証取得のメリット」を記載したらどうか。</p> <p>(記載文)</p> <p>5. 宣誓書受領証のメリット</p> <p>(1) 公営住宅などに入居ができる</p> <p>(2) 携帯電話の家族割が適用になる</p> <p>(3) 会社の福利厚生が利用できる</p> <p>(4) 住宅ローンが組める銀行もある</p> <p>(5) 生命保険の受取人が可能になった等</p>	<p>ご意見については、制度開始に合わせて作成を予定している手引きの中に記載してまいります。</p> <p>今後、利用可能な対象が広がるよう事業者の方々に対して制度の周知に努め、理解及び協力をお願いしてまいります。</p>
10	<p>今回のパートナーシップ制度の導入についてとても歓迎。ただ「大和市パートナーシップ制度導入」によってどういう事が改善されるのかまだ不明な点が多い。例えば大和市立病院での対応。大和市立病院に厚生労働省、平成30年3月14日付けの「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について、大和市立病院としてのガイドラインを聞いたところ、令和1年6月11日現在何も決まったガイドラインはないという回答。厚生労働省のガイドラインの4. 今後単身世帯が増えることを踏まえ「3」の信頼できる者の対象を、家族から家族等(親しい友人等)に拡大とある。同性パートナーが意識不明になった時、誰が手術の同意書に署名するのか、家族として付き添えるのか、入院の手続きで保証人になれるのか等の明</p>	<p>大和市立病院から次のとおり回答を得ております。</p> <p>『大和市立病院では、厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえ、看護及び治療方針の確認や、手術同意書への署名、付き添いや臨終時の立会い等においては、同性パートナーも家族同等の関係を有する者として対応しております。</p> <p>本制度導入に際しては、制度について院内に周知を図るとともに、様々な場面への対応等について国のガイドラインに照らし合わせて柔軟な対応を行うことで、安心して医療が受けられる環境を整えるよう調整してまいります。</p> <p>併せて、先進自治体の事例を参考にし、市立病院ホームページに考え方の掲載を検討してまいります。』</p>

	<p>確なガイドラインがない。パートナーの不足の事態に「パートナーシップ制度」で対応できるようにすることをお願いしたい。ガイドラインがないと、担当者により対応が異なる。すべての大和市の病院が対応することは難しいかもしれないが、大和市長立病院が見本となり指針を作成していただきたい。できないのなら、追加で何の書類が必要なのか知りたい。</p>	
--	--	--

(5) その他

No	意見の概要	市の考え方
11	<p>大和市民のLGBTの人達は、何のサポートもなく人に知られることなく暮らしていて、存在しない人達になっている。ひきこもりのLGBT、自殺未遂のLGBT、うつ病のLGBTなど、理由を言えないままになっているため、埋もれている。怖いので公の場には出られない。バッシングなどで仕事を失う可能性があるから。</p> <p>「大和市長立パートナーシップ制度導入」のパブコメ実施について、大和市民に十分に浸透していないように思う。知らないとコメントできない。もし知っていても、名前と住所の記入を求められると、コメントしづらい。大和市長立ではLGBTの人達を暖かく迎える何かが必要。もう少し大和市民に浸透するように掲示板に出すなどの案内をしていただきたい。</p> <p>姿を現しても安全という、「みんな違ってみんなよい」と思えるようになれば、もう少しパブコメを出しやすくなるのかもしれない。</p>	<p>大和市長立パートナーシップ宣誓制度(素案)の意見公募手続き(パブリックコメント)の実施については、広報やまこと11月15日号や市長ホームページへの掲載で周知を行いました。また、市長立所管課窓口や情報公開コーナー、市長立市内各コミュニティセンターや学習センター及び図書館など、市長立市内各公共施設に資料を配架し、周知に努めました。</p>